現計画と第四次広域計画素案(令和3年7月16日版)の変更点

※補注 「頁」は第四次計画素案のページです。

| | 頁 | 第三次計画 | 第四次計画素案 | 変更点・理由等 |
|----|---|---|--|--|
| | | この第三次広域計画は、平成24年度に策定した広域計画(以下「第二次広域計画」という。)が平成28年度をもって期間満了となることを受け策定するものです。 千葉県の被保険者数は、後期高齢者医療制度発足当初の平成20年4月は49万2千人でしたが、平成28年4月には70万1千人と年々増加を続けており、被保険者一人当たりの年間医療費は平成20年度の75万4千円から、平成27年度の82万4千円に増加しています。 | この第四次広域計画は、平成28年度に策定した広域計画(以下「第三次広域計画」という。)が令和3年度をもって期間満了となることを受け策定するものです。 ・ 千葉県の被保険者数は、後期高齢者医療制度発足当初の平成20年4月は約49万2千人でしたが、令和3年4月には約84万9千人へと増加しています。また、被保険者一人当たりの年間医療費も、平成20年度の約75万4千円から令和元年度の約83万1千円へと増加しています。 | ・広域計画の次数を修正 ・計画策定年度、被保険者数等の 時点修正 |
| 序章 | 1 | これからも、被保険者数や医療費は年々増加を続けていくことが予想されるため、安定的な制度運営を行うためには、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう、保険者機能の強化を図り、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業等の推進が必要となって <u>おり</u> ます。 | すべての団塊の世代が後期高齢者となる令和7年以降は、さらに後期高齢者の割合が増加し、それに伴って医療費も増大することが予測されます。 これに加え、新型コロナウイルス感染症のまん延が医療保険制度に対しても多大な影響を与えている中で、今後より安定的な制度運営を行うためには、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう、保険者機能の強化を図り、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業等の推進が必要となっています。また、被保険者の増加などによる業務量の増加に対し、業務委託やデジタル技術の活用により業務執行の効率化を図ります。 | ・後期高齢者医療を取り巻く現状と課題を踏まえ修正 |
| 本編 | 2 | 第1 <u>第三次広域計画</u> の趣旨 <u>第三次広域計画</u> は、広域連合が行う事務を、総合的かつ計画的 に行うため、広域連合と関係市町村が相互に役割分担を行い、連 絡調整を図りながら、処理する事項について定めるものであり、 第二次広域計画を引継ぎ策定するものです。 | 第1 <u>第四次広域計画</u> の趣旨 <u>第四次広域計画</u> は、広域連合が行う事務を、総合的かつ計画的 に行うため、広域連合と関係市町村が相互に役割分担を行い、連 絡調整を図りながら、処理する事項について定めるものであり、 <u>第三次広域計画</u> を引継ぎ策定するものです。 | ・広域計画の次数を修正 |

| | 1 | | | |
|-----|---|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (6) <u>広報公聴</u> に関する事務 | (6) <u>広報広聴</u> に関する事務 | |
| | | 〔関係市町村〕 | 〔関係市町村〕 | ・各市町村の実情に応じた広報 |
| | 5 | ホームページや広報紙を活用し制度の周知を図り、住民の要請 | ホームページや広報紙を活用し制度の周知を図るとともに、出 | 広聴活動に取り組んでもらうこ |
| | | に応じ説明会を開催するとともに、窓口等での住民からの相談に | 前講座の開催や窓口での住民からの相談等に対応します。 | ととしたもの |
| | | 対応します。 | | |
| | | (7) 電算処理システムに関する事務 | (7) 電算処理システムに関する事務 | |
| | | 〔広域連合〕 | 〔広域連合〕 | |
| | | 制度を円滑に実施するため、電算処理システムの機能強化を進 | 制度を円滑に実施するため、電算処理システムの機能強化を進 | |
| | | め、関係市町村とネットワークで結ばれている端末機により情報 | め、関係市町村とネットワークで結ばれている端末機により情報 | 十四十) > 「耐燃加四、 ~ ~ , |
| | | を共有し、住民の利便性を確保するとともに事務の効率化を図り | を共有し、住民の利便性を確保するとともに事務の効率化を図り | ・市町村から「電算処理システム |
| | 5 | ます。 | ます。 | の端末機台数の設置に係る指針 |
| | | また、情報セキュリティ対策を徹底し、住民の個人情報保護に | また、情報セキュリティ対策を徹底し、住民の個人情報保護に | となるものを計画に盛り込んで |
| | | 努めます。 | 努めます。 | ほしい」との意見を受けたもの |
| | | | なお、電算処理システムの機器更新の際には、被保険者数等を | |
| | | | 基準とし、関係市町村に配置する端末機台数を見直し、端末機の | |
| | | | 適正な配置を行います。 | |
| | | 第4 第三次広域計画の期間及び改定 | 第4 第四次広域計画の期間及び改定 | |
| | | | | ・広域計画の次数を修正 |
| | 6 | 第三次広域計画の期間は、平成29年度から令和3年度までの | 第四次広域計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5 | ・計画期間の時点修正 |
| | | 5年間とし、計画期間満了前に見直しを行うこととします。 | 年間とし、計画期間満了前に見直しを行うこととします。 | |
| | | 資料 2 千葉県後期高齢者医療広域連合の歩み | 資料 2 千葉県後期高齢者医療広域連合の歩み | |
| | | 1 千葉県後期高齢者医療広域連合の主な出来事 | 1 千葉県後期高齢者医療広域連合の主な出来事 | |
| | | | | |
| 資 | _ | | 24 年 2 月 15 日 定例議会 | |
| | 6 | | | Land the transfer of the Land |
| 資料編 | ~ | | 一部を改正する条例の制定について可決 | ・未記載事項の追加 |
| | 7 | | (平成 24 年度、25 年度保険料) | |
| | | | 30 年 2 月 14 日 定例議会 | |
| | | | | |
| | | | 一部を改正する条例の制定について可決 | |
| | | | | |

| | | <u>(平成 30 年度、31 年度保険料)</u> | |
|---|------------|--------------------------------------|-----------|
| | | 令和 2年 2月 17日 定例議会 | |
| | | 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の | |
| | | 一部を改正する条例の制定について可決 | |
| | | (令和2年度、3年度保険料) | |
| | | 3年2月15日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 | |
| | | (井崎 義治 流山市長) | |
| | 2 主な制度の見直し | 2 主な制度の見直し | |
| | | | |
| | | ⑤保険料の減免措置 | |
| | | ──────────────────────────────────── | |
| | | 一 | |
| | | ・主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により、死亡 | |
| | | 又は重篤な傷病を負った場合や、新型コロナ感染症の影響により | |
| | | 収入が減少した被保険者に対し、令和元年度より減免を実施。 | |
| | | ○令和元年台風第 15 号又は第 19 号等により被災した被保険者 | |
| | | に対して | |
| | | | |
| 8 | | 被災により、死亡又は重篤な傷病を負った場合や住宅の損害、収 | ・未記載事項の追加 |
| | | 入の減少等の被保険者に対し、令和元年度より減免を実施。(災 | |
| | | 害救助法が適用された市町村に住所を有する被保険者を対象と | |
| | | して実施) | |
| | | - 13 4/16) | |
| | | ⑥傷病手当金の支給 | |
| | | ○新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して | |
| | | ・労務に服することができなくなった日から起算して3日を経 | |
| | | 過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予 | |
| | | 定していた日数 | |
| | | ・一日当たりの支給額【直近の継続した3月間の給与収入の合計 | |
| | | 額÷就労日数×3分の2】×支給対象日数 | |
| | | HX * 1/10/14 ID 2/A * 1 | |

| | 資料3 後期高齢者医療制度のしくみ 千葉県内の関係市町村が設立した広域連合が「財政運営全般」 を行い、関係市町村は保険料徴収と窓口業務を行います。 後期高齢者は「保険料」を納付し、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示し診療を受けることとなります。 後期高齢者医療制度のしくみ 被保険者証の提示医療費の一部負担 75歳以上の後期高齢者 を療費支払 下町村 「精報提供 市町村 広域連合 を保険者証の交付 | 資料3 後期高齢者医療制度のしくみ 千葉県内の関係市町村が設立した広域連合が財政運営全般を行い、関係市町村は保険料徴収と窓口業務を行います。 後期高齢者は保険料を納付し、広域連合が交付する被保険者証または健康保険証利用の申込みを済ませたマイナンバーカードを医療機関に提示し診療を受けることとなります。 75歳以上の後期高齢者 (65歳以上75歳未満で一定の) | ・マイナンバーカードが健康保 険証として利用できるようにな ること(令和3年10月頃から本 格運用)からその内容を反映 |
|---|--|--|--|
| 1 | 資料 4 千葉県後期高齢者医療被保険者の状況と推計 | 資料 4 千葉県後期高齢者医療被保険者の状況と推計 | ・被保険者数等の時点修正(予 定) |
| 1 | 資料 5 | 資料 5 | · 令和 2 年実績値、令和 7 年推 |
| | 関係市町村別に見た高齢化の状況 | 関係市町村別に見た高齢化の状況 | 計値、令和 22 年推計値の資料に |
| 1 | | | 変更 |